

情報セキュリティよりも運用マニュアル 進む中堅・中小企業のマイナンバー対策

全ての企業が対応を求められるマイナンバー制度。2016年1月からの制度開始に間に合わせるべく、短期間に対応を進めた中堅企業がある。大分県に本社を構えるソフトウェア開発会社 SCP.SOFTだ。同社は市販されている会計ソフトと連動するパッケージソフトやシステム開発を手がけており、パートを含めて従業員は40人いる。

情報セキュリティ危機を強調しがちなベンダーをよそに、まず業務運用マニュアルを作ってから社内規程を作成した。「参加したセミナーではマイナンバーが漏れたら大変だとあおっていた」。SCP.SOFTの秀嶋哲郎社長は、こう振り返る。

落としどころの指南を受ける

特定個人情報保護委員会が公表したガイドラインでは、企業はマイナンバーを含む個人情報である「特定個人情報ファイル」を扱う情報システムの管理区域や、事務の取り扱い区域を明

確にするよう求めている。

ところが、大手ベンダーの中には「マイナンバーを扱うPCを閉鎖した部屋に置き、監視カメラを設置する」として自社製品を売り込む例もあった。秀嶋社長は「そこまでやらないといけないのか」と悩んだ末に、情報セキュリティコンサルティングのLRMに依頼して「落としどころを指南してもらった」(秀嶋社長)という。

企業のマイナンバーで求められるのは、社内ルールの策定と必要なシステムや設備の導入。SCP.SOFTでは既に、社内で使うPCなどでのウイルス対策やアクセスログの記録はしていたので、LRMには運用マニュアルの作成などを進めてもらった(図)。

2015年9月末にLRMのコンサルタントが大分市のSCP.SOFT本社を訪れて、特定個人情報を扱う可能性がある業務を3日間かけて聞き取り調査して全て洗い出した。Excelのリストを基に、その場で会長や社長、社内で総務

を担当する社会保険労務士が、必要な管理帳票や責任者を決めた。

企業の中には外部のコンサルティング会社に社内規程を作成してもらってから、自社で運用マニュアルを作る例が少なくない。しかしSCP.SOFTは逆にした。まず運用マニュアルを作成してシステム担当者がマイナンバーを扱うようにしてから、総務担当社労士がマニュアルに沿って従業員向け社内規程を作った。

マイナンバーを取り扱う区域は、総務担当者の机の一角を使うことを明確にしておけば問題ないと判断。社内規程に「マイナンバーを扱う際には周囲に人がいないかを確認する」という規則を盛り込み、社内合意を得た。

企業のマイナンバー対応で重要なのはルールや管理体制だ。「新しく設備を導入しなくても担当者の教育がしっかりできれば、一定の目的の達成は可能」(LRMの藤居朋之氏)という。

(大豆生田 崇志) 記

まずはマニュアルを作成、そこからルールを定める

図 SCP.SOFTのマイナンバー対応手順

